

令和5年度大口町新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスワクチン接種支援事業のうち個別接種促進のために、大口町が医療機関に対する支援を行うことを目的とした交付金について、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱」（令和5年12月14日付け感発1214第5号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知。以下「国の実施要綱」という。）及び町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

- (1) 接種 新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種をいう。
- (2) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する診療所をいう。
- (3) 時間外 当該医療機関が標榜する診療時間以外の時間をいう。
- (4) 夜間 18時以降をいう。
- (5) 休日 日曜日及び土曜日並びに「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」第2条に規定する休日をいう。

(交付の対象)

第3条 この交付金は国の実施要綱における個別接種促進のための支援を対象とし、対象期間及び交付申請期日は別表1に掲げるとおりとし、交付対象、交付要件及び交付金額は別表2に掲げるとおりとする。

(交付額の算定)

第4条 交付金の交付額は別表2に基づき算定するものとする。

(交付申請及び実績報告書等)

第5条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大口町新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金の交付申請書兼請求書（様式第1）を町長に提出するものとする。

2 規則第10条に定める実績報告は、前項に定める添付書類をもって代える。
（交付の決定及び通知等）

第6条 町長は、前条の提出があったときは、速やかに内容を審査し、交付の適否を決定し、規則第7条に規定する交付決定通知により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定をもって、交付金の額を確定したものとみなし、交付金を交付する。
（交付申請の取下げ）

第7条 第5条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。
（検査等）

第8条 町長は、申請者及び交付金の交付を受けた者に対し、本事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。
（交付決定の取消し等）

第9条 町長は、申請者及び交付金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、令和5年度大口町新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金交付決定取消（返還命令）通知書（様式第2）により交付決定を取り消し、又は支給した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずる。

(1) 申請書に偽りの記載をして、交付金の交付決定を受けたとき

(2) 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合

(3) 本事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき

(4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者であるとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が交付金を交付することが不適切であると認めたとき。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

第10条 交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他必要事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則 (令和5年6月26日 大口町告示第69号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年5月1日から適用する。

附 則 (令和5年8月31日 大口町告示第93号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年3月28日 大口町告示第31号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

別表 1

対象期間及び交付申請期日

区分	対象期間	交付申請期日
期間①	令和5年5月 1日から 令和5年7月 2日まで	令和5年7月10日
期間②	令和5年7月 3日から 令和5年9月 3日まで	令和5年9月11日
期間③	令和5年 9月 4日から 令和5年11月 5日まで	令和5年11月13日
期間④	令和5年11月 6日から 令和5年12月31日まで	令和6年 1月 9日
期間⑤	令和6年 1月 1日から 令和6年 3月 3日まで	令和6年 3月11日

別表 2

交付対象、交付要件及び交付金額

交付対象	交付要件	交付金額
個別接種に協力する 大口町内に所在する 診療所	週 1 0 0 回以上の接種を別表 1 の期 間①から期間⑤までのそれぞれの期 間中に 4 週間以上行った場合。	週 1 0 0 回以上の接 種をした週の接種回 数に 2, 0 0 0 円を 乗じて得た金額。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

大口町長 様

住 所

申請者名

（法人にあつては、名称及び代表者の職氏名）

令和5年度大口町新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金交付申請
書兼請求書

このことについて、下記により関係書類を添えて申請（請求）します。

- 1 申請（請求）額 金 _____ 円
- 2 対象期間 期間 _____
- 3 新型コロナウイルスワクチン接種実績報告書（別添のとおり）
- 4 添付書類
(1) その他町長が必要と認める書類（別添のとおり）

振り込み先の指定口座は下記のとおりです。

金融機関名	種別	口座番号	口座名義人
銀行 農協 金庫	店 普通 当座		ふりがな

医療機関名称	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

様式第2（第9条関係）

年 月 日

様

大口町長

令和5年度大口町新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金交付決定
取消（返還命令）通知書

年 月 日付けで交付申請のありました令和5年度大口町新型コロナウイルス
ワクチン接種支援事業交付金については、下記理由により交付決定を取り消し、返還する
よう命じます。

記

返還すべき金額	金 円
返還期限	年 月 日まで
返還方法	別紙納入通知書による

交付金の名称	大口町新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金
交付決定通知	年 月 日付 第 号
助成決定金額	金 円
取消理由	

このことについて、下記のとおりワクチン接種を実施したため報告します。

記

内訳

令和5年5月1日から令和5年7月2日の期間で

100回以上接種した取扱いとする週 _____ 週 (4週以上で該当する週の接種について2000円加算)

※週のうち少なくとも1日は時間外、夜間または休日における接種体制を要する。

区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の加算 単価2,000円/回
	5月1日	5月2日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	5月7日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の加算 単価2,000円/回
	5月8日	5月9日	5月10日	5月11日	5月12日	5月13日	5月14日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の 加算
	5月15日	5月16日	5月17日	5月18日	5月19日	5月20日	5月21日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の 加算
	5月22日	5月23日	5月24日	5月25日	5月26日	5月27日	5月28日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の 加算
	5月29日	5月30日	5月31日	6月1日	6月2日	6月3日	6月4日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の 加算
	6月5日	6月6日	6月7日	6月8日	6月9日	6月10日	6月11日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の 加算
	6月12日	6月13日	6月14日	6月15日	6月16日	6月17日	6月18日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の 加算
	6月19日	6月20日	6月21日	6月22日	6月23日	6月24日	6月25日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	△	週の接種回数	週100回以上の 加算
	6月26日	6月27日	6月28日	6月29日	6月30日	7月1日	△		
時間外接種体制の有無							△		
接種回数 (予診のみは含まない)							△		
								合 計	

医療機関名称	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

このことについて、下記のとおりワクチン接種を実施したため報告します。

記

内訳

令和5年7月3日から令和5年9月3日の期間で

100回以上接種した取扱いとする週 _____ 週 (4週以上で該当する週の接種について2000円加算)

※週のうち少なくとも1日は時間外、夜間または休日における接種体制を要する。

区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(A) 週の接種回数	(B) (A) × 2,000円
	7月3日	7月4日	7月5日	7月6日	7月7日	7月8日	7月9日		
時間外、夜間または休日の接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(A) 週の接種回数	(B) (A) × 2,000円
	7月10日	7月11日	7月12日	7月13日	7月14日	7月15日	7月16日		
時間外、夜間または休日の接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(A) 週の接種回数	(B) (A) × 2,000円
	7月17日	7月18日	7月19日	7月20日	7月21日	7月22日	7月23日		
時間外、夜間または休日の接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(A) 週の接種回数	(B) (A) × 2,000円
	7月24日	7月25日	7月26日	7月27日	7月28日	7月29日	7月30日		
時間外、夜間または休日の接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(A) 週の接種回数	(B) (A) × 2,000円
	7月31日	8月1日	8月2日	8月3日	8月4日	8月5日	8月6日		
時間外、夜間または休日の接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(A) 週の接種回数	(B) (A) × 2,000円
	8月7日	8月8日	8月9日	8月10日	8月11日	8月12日	8月13日		
時間外、夜間または休日の接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(A) 週の接種回数	(B) (A) × 2,000円
	8月14日	8月15日	8月16日	8月17日	8月18日	8月19日	8月20日		
時間外、夜間または休日の接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(A) 週の接種回数	(B) (A) × 2,000円
	8月21日	8月22日	8月23日	8月24日	8月25日	8月26日	8月27日		
時間外、夜間または休日の接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(A) 週の接種回数	(B) (A) × 2,000円
	8月28日	8月29日	8月30日	8月31日	9月1日	9月2日	9月3日		
時間外、夜間または休日の接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
合 計									

医療機関名称	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

このことについて、下記のとおりワクチン接種を実施したため報告します。

記

内訳

令和5年9月4日から令和5年11月5日の期間で

100回以上接種した取扱いとする週 _____ 週 (4週以上で該当する週の接種について2000円加算)

※週のうち少なくとも1日は時間外、夜間または休日における接種体制を要する。

区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の加算 単価2,000円/回
	9月4日	9月5日	9月6日	9月7日	9月8日	9月9日	9月10日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の加算 単価2,000円/回
	9月11日	9月12日	9月13日	9月14日	9月15日	9月16日	9月17日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の 加算
	9月18日	9月19日	9月20日	9月21日	9月22日	9月23日	9月24日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の 加算
	9月25日	9月26日	9月27日	9月28日	9月29日	9月30日	10月1日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の 加算
	10月2日	10月3日	10月4日	10月5日	10月6日	10月7日	10月8日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の 加算
	10月9日	10月10日	10月11日	10月12日	10月13日	10月14日	10月15日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の 加算
	10月16日	10月17日	10月18日	10月19日	10月20日	10月21日	10月22日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の 加算
	10月23日	10月24日	10月25日	10月26日	10月27日	10月28日	10月29日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の 加算
	10月30日	10月31日	11月1日	11月2日	11月3日	11月4日	11月5日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
								合 計	

医療機関名称	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

新型コロナウイルスワクチン接種実績報告書

【 期 間 ④ 】

このことについて、下記のとおりワクチン接種を実施したため報告します。

記

内訳

令和5年11月6日から令和5年12月31日の期間で

100回以上接種した取扱いとする週 _____ 週 (4週以上で該当する週の接種について2000円加算)

※週のうち少なくとも1日は時間外、夜間または休日における接種体制を要する。

区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の加算 単価2,000円/回
	11月6日	11月7日	11月8日	11月9日	11月10日	11月11日	11月12日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の加算 単価2,000円/回
	11月13日	11月14日	11月15日	11月16日	11月17日	11月18日	11月19日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の 加算
	11月20日	11月21日	11月22日	11月23日	11月24日	11月25日	11月26日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の 加算
	11月27日	11月28日	11月29日	11月30日	12月1日	12月2日	12月3日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の 加算
	12月4日	12月5日	12月6日	12月7日	12月8日	12月9日	12月10日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の 加算
	12月11日	12月12日	12月13日	12月14日	12月15日	12月16日	12月17日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の 加算
	12月18日	12月19日	12月20日	12月21日	12月22日	12月23日	12月24日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の 加算
	12月25日	12月26日	12月27日	12月28日	12月29日	12月30日	12月31日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
								合 計	

医療機関名称	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

このことについて、下記のとおりワクチン接種を実施したため報告します。

記

内訳

令和6年1月1日から令和6年3月3日の期間で

100回以上接種した取扱いとする週 _____ 週 (4週以上で該当する週の接種について2000円加算)

※週のうち少なくとも1日は時間外、夜間または休日における接種体制を要する。

区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の加算 単価2,000円/回
	1月1日	1月2日	1月3日	1月4日	1月5日	1月6日	1月7日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の加算 単価2,000円/回
	1月8日	1月9日	1月10日	1月11日	1月12日	1月13日	1月14日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の加算
	1月15日	1月16日	1月17日	1月18日	1月19日	1月20日	1月21日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の加算
	1月22日	1月23日	1月24日	1月25日	1月26日	1月27日	1月28日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の加算
	1月29日	1月30日	1月31日	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の加算
	2月5日	2月6日	2月7日	2月8日	2月9日	2月10日	2月11日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の加算
	2月12日	2月13日	2月14日	2月15日	2月16日	2月17日	2月18日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の加算
	2月19日	2月20日	2月21日	2月22日	2月23日	2月24日	2月25日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
区分	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	週の接種回数	週100回以上の加算
	2月26日	2月27日	2月28日	2月29日	3月1日	3月2日	3月3日		
時間外接種体制の有無									
接種回数 (予診のみは含まない)									
合 計									

医療機関名称	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	